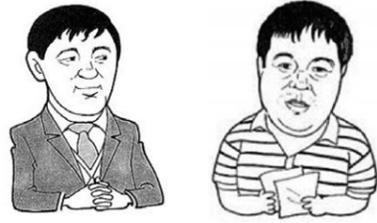


**行政相談**  
 (国の行政全般についての苦情相談、意見)  
 6月26日(金)  
 日 月 金曜日(祝日等は除く)  
 時 午前8時30分～午後5時15分  
 場 役場1階 市民相談コーナー  
 問 生活あんしん室 ☎403

**消費生活相談**  
 (契約や商品の品質、クレジット等の債務についての相談)  
 日 月 金曜日(祝日等は除く)  
 時 午前8時30分～午後5時15分  
 場 役場1階 消費生活センター  
 問 生活あんしん室 ☎403



丸岡庸一郎 福田順一郎

**住宅相談**  
 (新築、増改築、耐震改修、高齢者・障害者の住宅改善、バリアフリー)  
 6月18日(木)  
 時 午後1時30分～3時  
 場 リリックおがわ談話室  
 担 今月の相談員

**知的障害者相談**  
 いつでもお電話ください。  
 相談員 田中由美子  
 ☎72-7245

**教育相談**  
 (子供の教育上の諸問題)  
 日 月 金曜日(祝日等は除く)  
 時 午前9時～午後4時30分  
 場 相談専門員・常任相談員  
 問 教育相談室 ☎72-6859

**債務整理・成年後見・相続登記等相談**  
 6月19日(金)  
 時 午後1時～3時  
 場 役場1階 市民相談コーナー  
 担 司法書士  
 問 生活あんしん室 ☎403

**法律相談**  
 (不動産、離婚、労働、交通事故)  
 6月16日(火)  
 時 午前9時30分～正午  
 場 役場1階 生活あんしん室  
 担 弁護士 6人  
 申 事前予約  
 問 生活あんしん室 ☎403

**相続等相談**  
 (相続、離婚関係)  
 6月12日(金)  
 時 午前9時～正午  
 場 役場1階 市民相談コーナー  
 担 行政書士  
 申 不要(当日の受付順)  
 協 埼玉県行政書士会東松山支部  
 問 生活あんしん室 ☎403

にほんご ぼご かつ にほんごきょうしつ むりよう  
**日本語が母語でない方へ 6月の日本語教室（無料）**

きり	じつ	ひる	ぶ	にち	げつ	にち	げつ
期	日	昼の部		8日(月)	・	15日(月)	・
				22日(月)			
		よる	ぶ	にち	げつ		
		夜の部		8日(月)			
				じ	かん	ごぜん	じ
				時	間	間	時
						午前10時～12時	
				じ	かん	ごぜん	じ
				時	間	間	時
						午後7時～9時	
ば	しょ			り	り	く	わ
場	所			リ	リ	ック	おが
と	い	あ	わ	せい	さく	すい	しん
問	合	せ		政策	推	進	課
				広	報	広	聴
				担			
				で	ん	わ	な
				電	話		
						内	線
						3	5
						4	

**身体障害者相談**  
 いつでもお電話ください。  
 相談員 安野直男 ☎73-1221  
 担 相談員 菊地一雄 ☎73-0054

**高齢者総合相談**  
 高齢者福祉や介護保険に関する相談に  
 応じています。  
 日 月 金曜日(祝日等は除く)  
 時 午前8時30分～午後5時15分  
 場 社会福祉協議会(地域包括支援センター) ☎74-3461  
 他 介護や福祉の相談は、『さくらぎ苑  
 在宅介護支援センター』 ☎72-7032  
 でも実施中。

**障害者相談**  
 6月17日(水)  
 時 午前10時～正午  
 場 リリックおがわ 談話室  
 担 委託相談支援事業所相談員  
 問 福祉介護課 ☎155

**身近な就職相談**  
 6月17日(水)  
 7月1日(水)  
 時 午前9時～午後4時  
 場 役場1階 市民相談コーナー  
 担 就職相談員

**税務相談**  
 6月9日(火)  
 時 午前10時～正午  
 場 小川町・東松山市・吉見町・嵐山  
 町  
 他 どの会場へも申込みできます。  
 申 6月4日(木)までに各会場へ  
 問 小川町役場 ☎133、東松山市  
 役所 ☎23-2221、吉見町役場 ☎  
 54-1511、嵐山町役場 ☎62-2150

**書き損じはがき等を  
 ご提供いただき、  
 ありがとうございました**

書き損じはがきや切手はアジア諸国での奨学金となり、現地の子供達の通学を支援します。1月に皆さんから寄せられたはがき等により、今年はタイ国の子供5人が1年間中学校に通えることとなりました。ご協力ありがとうございました。

問合せ 政策推進課  
 広報広聴担当 ☎354

**ご厚意の寄附  
 ありがとうございます**

●社会福祉協議会へ (4月分)

匿名様	50,000円
江口義徳様	30,000円

問合せ  
 小川町社会福祉協議会  
 ☎74-3461

**「第47回シラコバト賞」  
 ご推薦ください**

彩の国コミュニティ協議会は、地域貢献活動を続ける個人・団体にシラコバト賞を贈呈し、功績を顕彰しています。受賞対象となる条件や推薦方法等については、彩の国コミュニティ協議会HPをご欄になるか、町事務局にご連絡ください。

推薦期限 6月19日(金)まで  
 問合せ  
 小川町コミュニティ協議会事務局  
 (政策推進課) ☎353

**消費生活相談**

相談日：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日等は除く)  
 場所：役場1階 消費生活センター ☎334・403

**クリーニングサービスのトラブルに注意!**

**【事例1】** 夏物の婦人用ジャケットを購入し、6回ほど着用した。襟に汗ジミができたのでクリーニングに出した。1週間後に受取り、そのまま保管していた。1か月半後に着用しようと思いジャケットを見たところ、汗ジミがクリーニングに出す前より広がっていることに気付いた。業者にそれを伝えると、これ以上クリーニングをしたら生地が傷んでしまうと言われた。納得できない。

**【事例2】** 妻が着た振袖を娘に成人式に着せようと思い、インターネットで見つけた着物専門のクリーニング業者に着物と帯のクリーニングを依頼した。クリーニングは1か月半後に仕上がり、料金は代引きで支払った。届いた時、着物は確認したが帯は確認しなかった。2週間後、帯を見たところ斑のシミになっていた。業者は「受入れと発送の時に検品しているのだから見る必要はない」と言い、商品の確認をしようとする。

クリーニングは、消費者の目の前でされるサービスではないこと等から、原因特定が難しく、トラブルになる場合があります。「紛失した」「汚れが落ちていない」「変色してしまった」等、さまざまな相談が寄せられています。

最近、インターネットで申込む形態のクリーニングの相談が増加しています。中でも衣類の受渡しに宅配業者を利用する、いわゆる宅配クリーニングと呼ばれるタイプについての相談が目立っています。

**消費者へのアドバイス**

- ①クリーニングに出す時の衣料品のチェックと、受取時の仕上り品のチェックを業者側と消費者側の双方で行いましょう。
- ②クリーニングに出したら、なるべく早く引取りに行き、受取り後は袋・カバーを外して仕上りを確認してから収納しましょう。
- ③インターネットで申込む形態でのクリーニングでは、非対面式であること等、店舗型クリーニングとは違う部分があることを認識したうえで利用しましょう。また、契約内容や事業者の連絡先、賠償基準等を十分確認しましょう。
- ④困った時は、すぐに消費生活センターにご相談ください。